



産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年10月25日

柏市長 殿



提出者
住 所 千葉県 柏市 新十余二 16-1
氏 名 トーイン株式会社 柏工場
取締役 専務執行役員 柏工場長 田島 誠二
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 04-7131-2111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和3年度の産業廃棄物
処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	トーイン株式会社 柏工場
事 業 場 の 所 在 地	千葉県 柏市 新十余二 16-1
事 業 の 種 類	大分類:製造業 中分類:印刷・同関業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	2023年4月1日～ 2023 年3月31日 2024

産業廃棄物処理計画における目標値

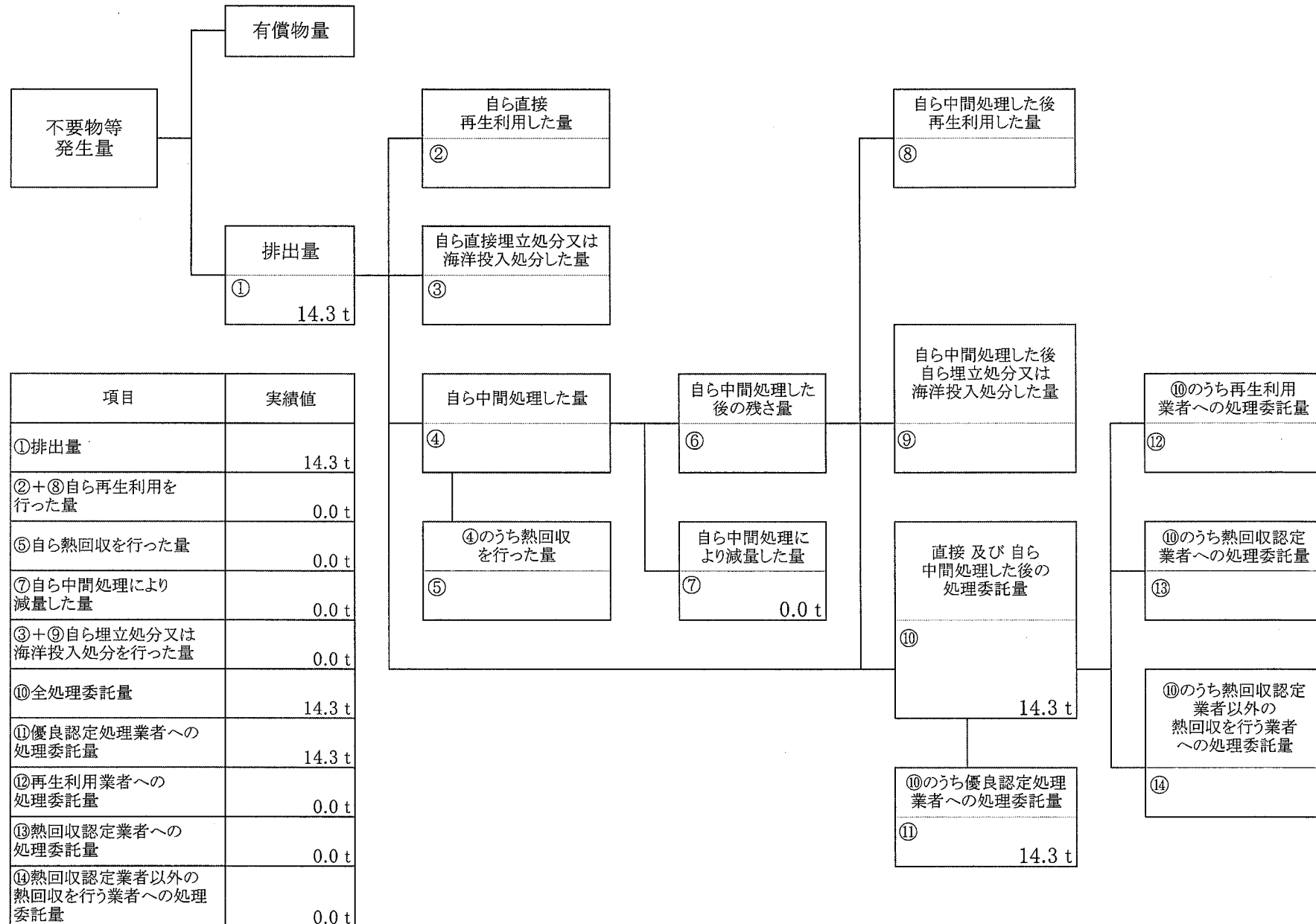
項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	1593.0 t	全 処 理 委 託 量	1593.0 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	109.0 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		再生利用業者への 処 理 委 託 量	1484.0 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	
※事務処理欄			

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

汚泥

)



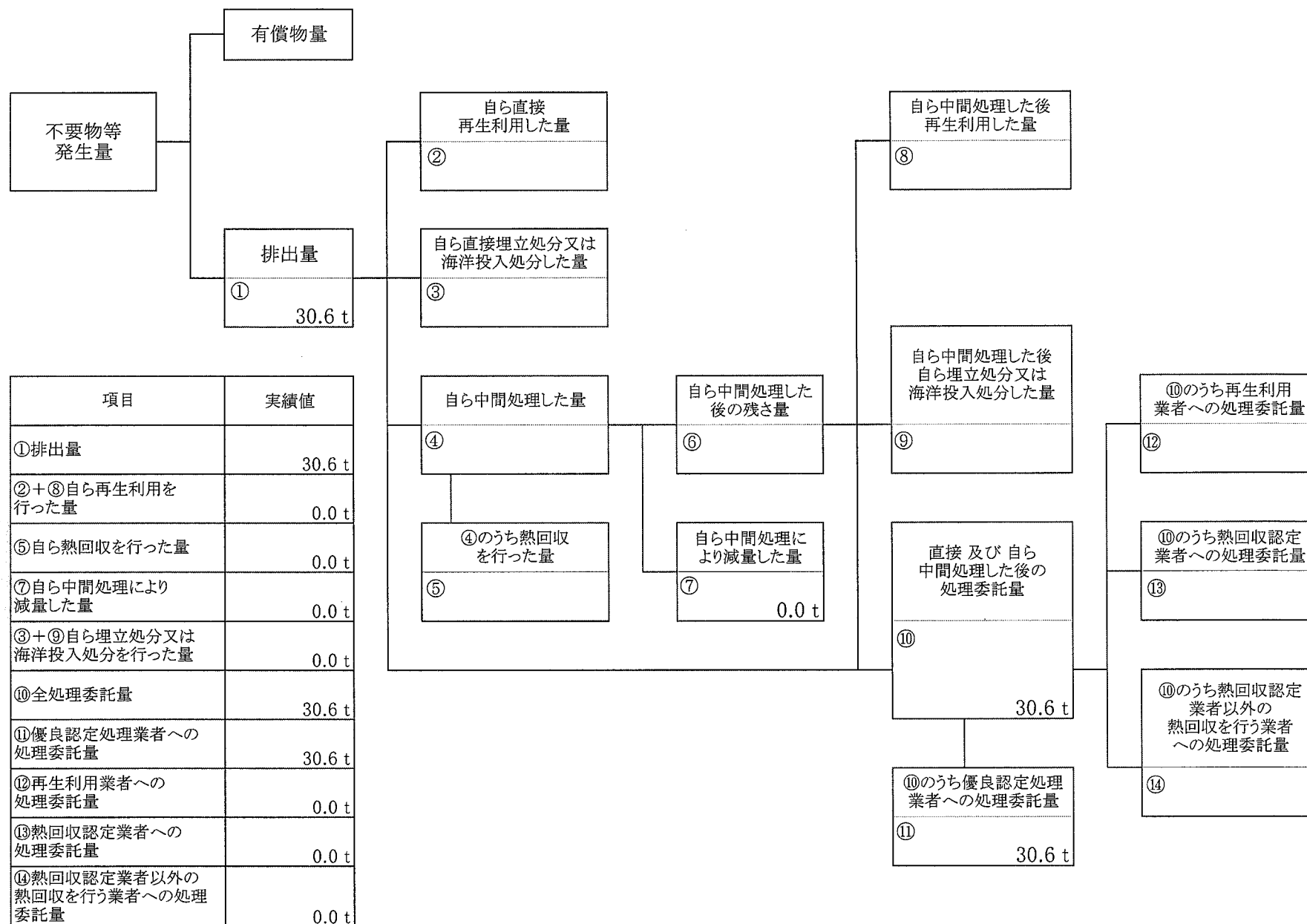
(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

廃油

)

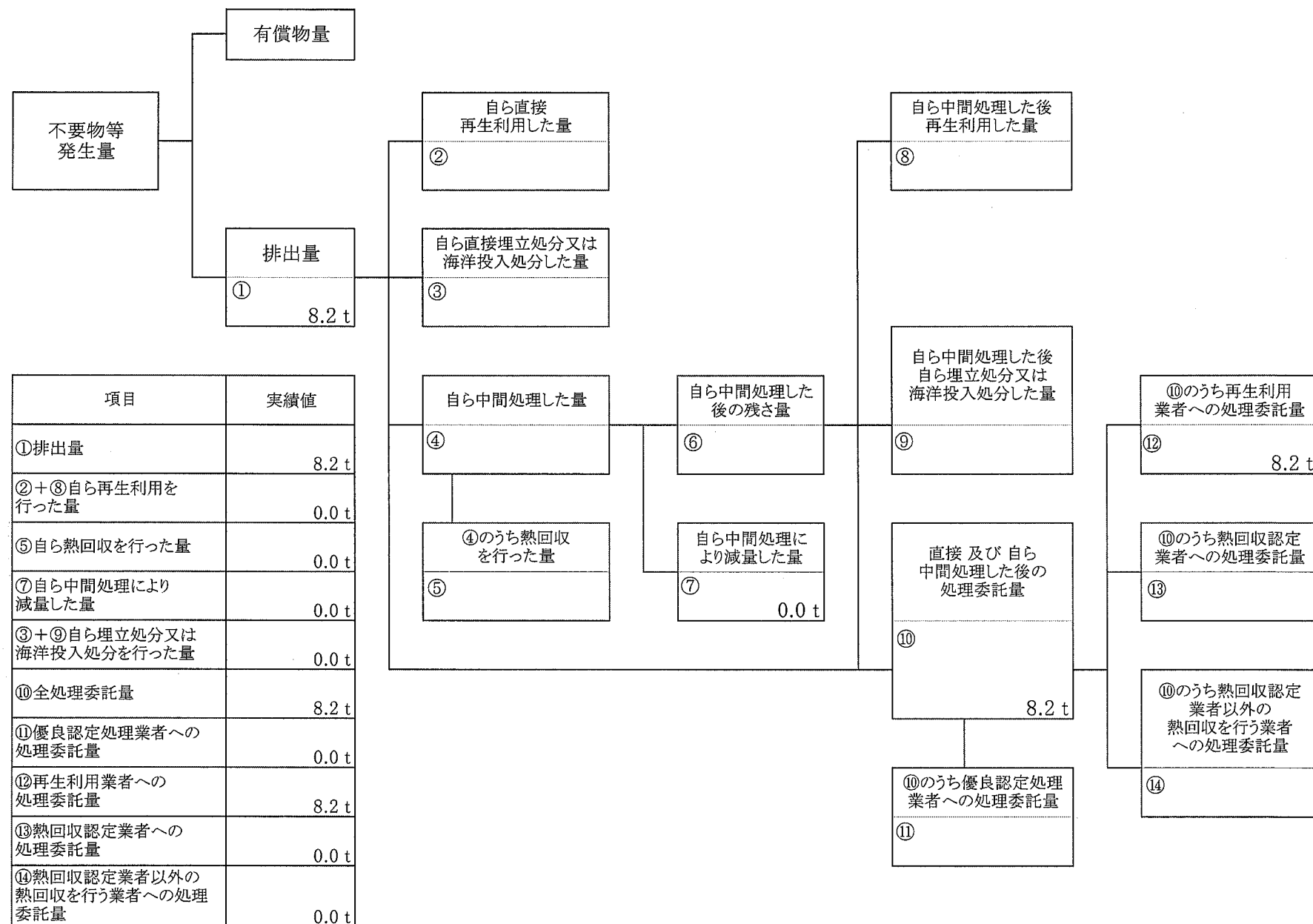


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

廃アルカリ

)



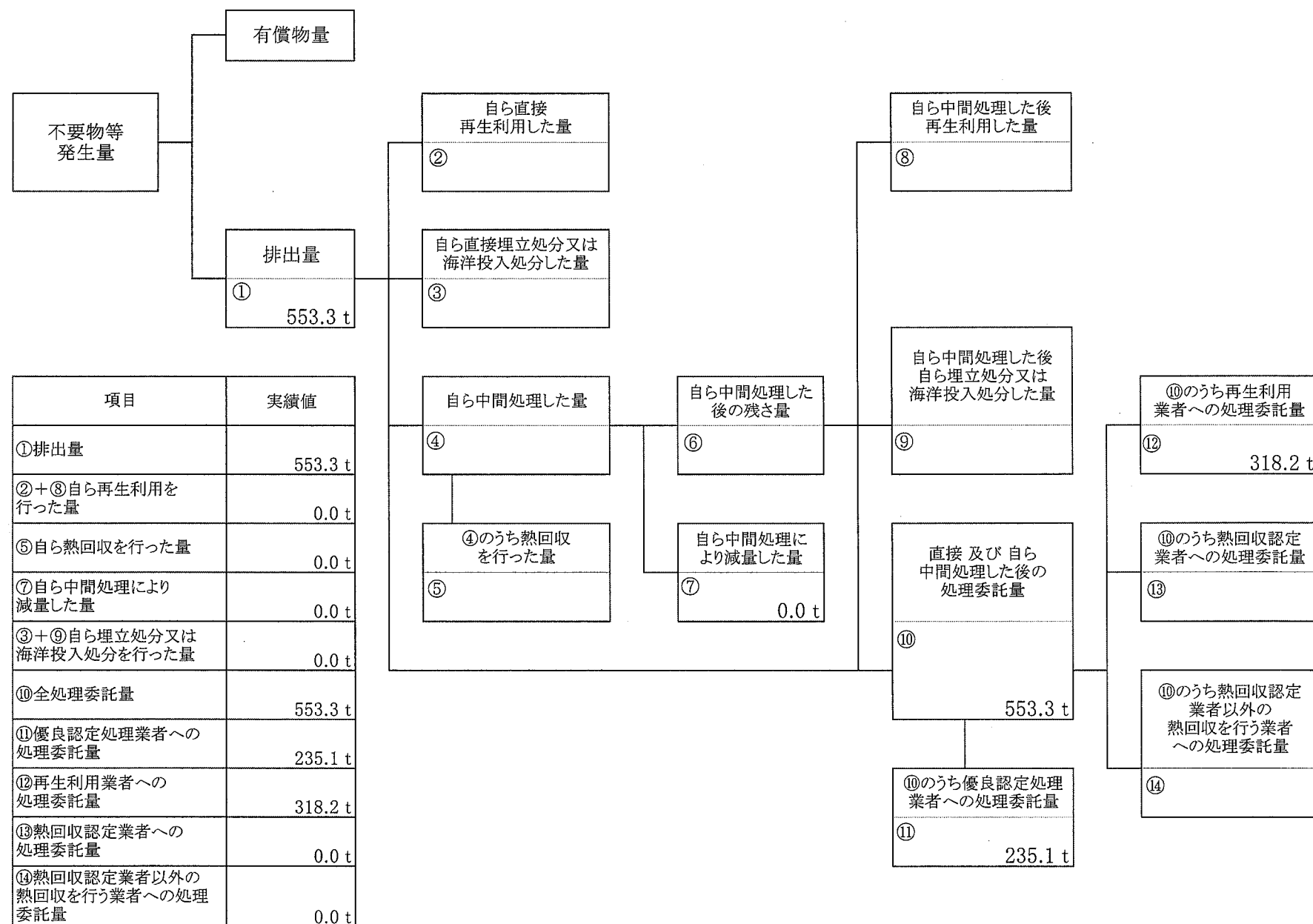
(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

廃プラスチック類

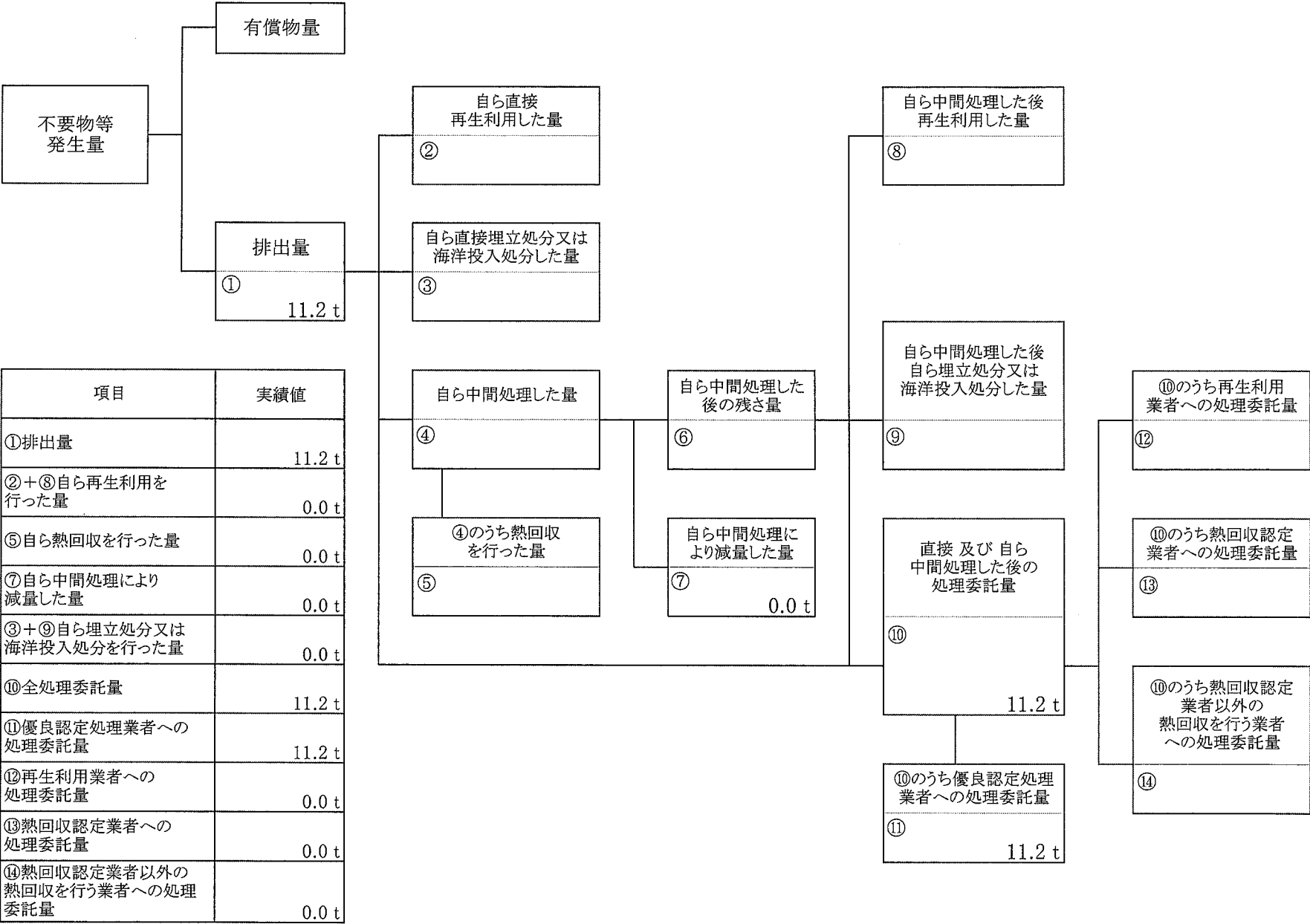
)



(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 紙くず)

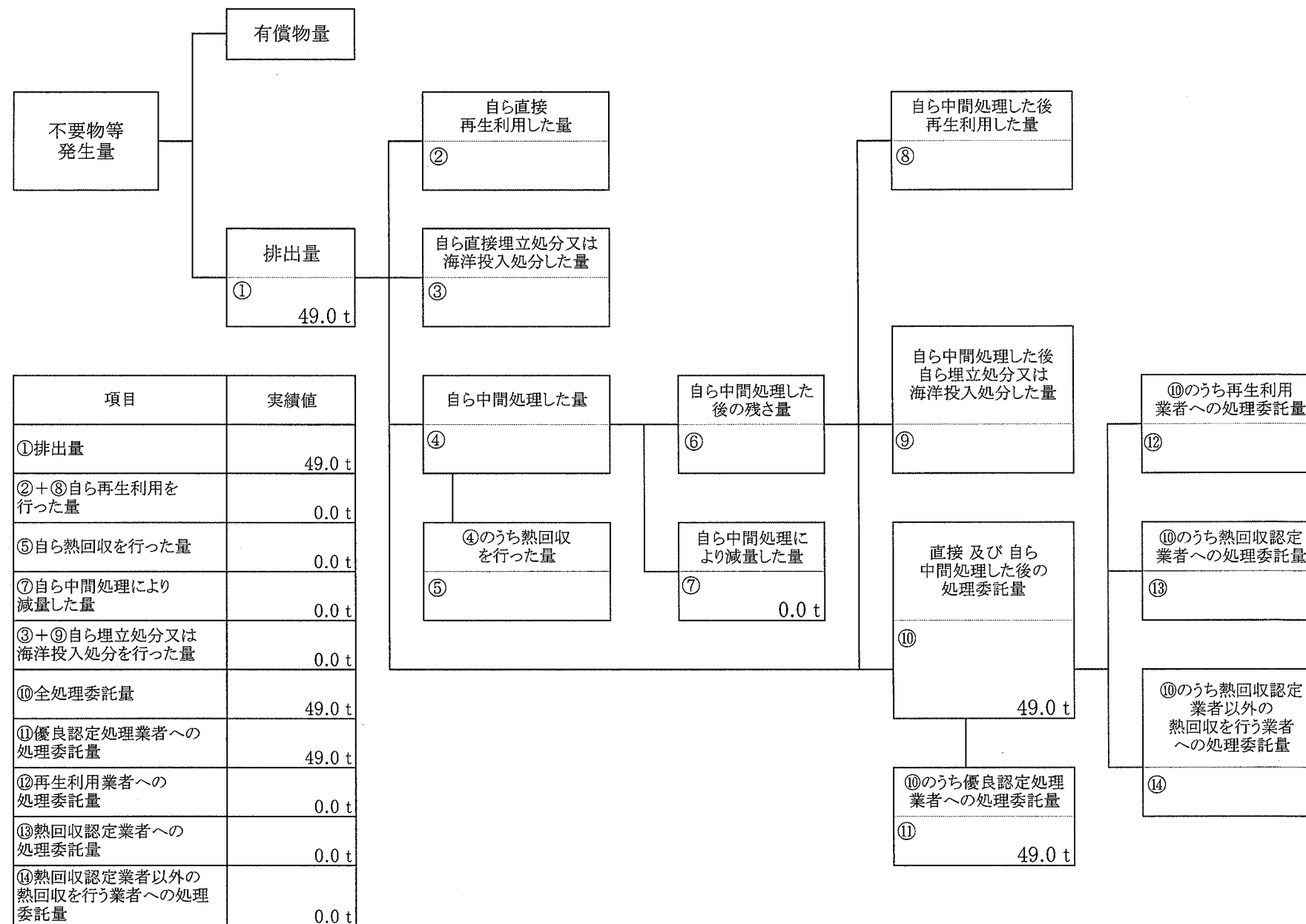


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

木くず

)



(第2面)



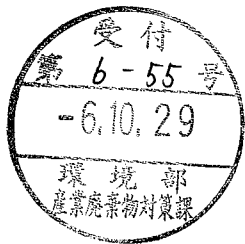
(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年10月25日

柏市長

殿



提出者

住 所 千葉県 柏市 新十余二 16-1

氏 名 トーイン株式会社 柏工場

取締役 専務執行役員 柏工場長 田島 誠二

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 04-7131-2111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

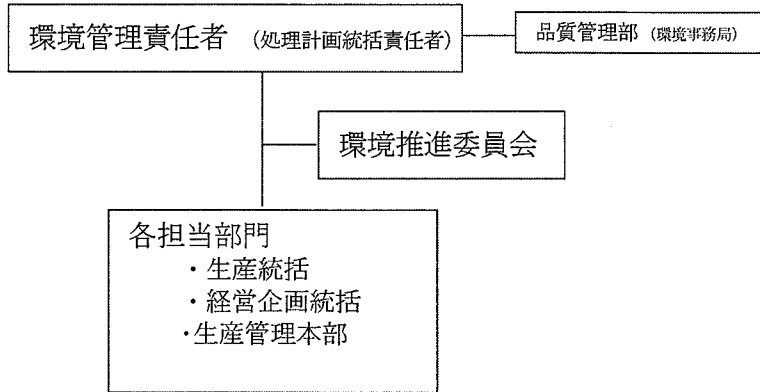
事業場の名称	トーイン株式会社 柏工場
事業場の所在地	千葉県 柏市 新十余二 16-1
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：製造業 中分類：印刷・同関連業
② 事業の規模	前年度の製造品出荷額 91億円
③ 従業員数	433人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃油（引火性廃油）→ 焼却 → 残渣を再利用

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 当社、環境マネジメントシステムの管理組織に従う。 概略は以下の通り。



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (2023年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (引火性廃油)	
	排 出 量	50.5 t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 作業能率向上によるロス削減 ・ 支給原材料の余剰品返却		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油 (引火性廃油)	
	排 出 量	50.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 支給原材料の余剰品返却 (継続取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃油：水性系と溶剤系の区分け実施 ・ 特管対象廃油とそれ以外の廃油の分別管理の徹底
③ 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 特管対象廃油とそれ以外の廃油の分別管理の徹底 (継続取組)

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施なし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定無し		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性廃油）	
	全処理委託量	50.5 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	50.5 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・水性系と溶剤系の分別徹底 ・特管対象廃油と、それ以外の廃油の分別管理の徹底		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（引火性廃油）	
	全 処 理 委 託 量	50.0 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	50.0 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 特管対象廃油と、それ以外の廃油の分別管理の徹底（継続取組）		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		t
	(今後実施する予定の取組等) ・ 電子マニフェストの業者登録方法などの操作勉強を含め 管理対象者を準備中		
※事務処理欄			

備考

1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記

入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。



特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年10月25日

柏市長

殿



提出者

住 所 千葉県 柏市 新十余二 16-1

氏 名 トーイン株式会社 柏工場

取締役 専務執行役員 柏工場長 田島 誠二

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 04-7131-2111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和4年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	トーイン株式会社 柏工場
事業場の所在地	千葉県 柏市 新十余二 16-1
事業の種類	大分類:製造業 中分類:印刷・同関連業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	78.0 t	全処理委託量	78.0 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量		優良認定処理業者への処理委託量	
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	78.0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者への処理委託量	
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 前年度	t t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		
・電子マニフェスト運用の為、JW NETへ登録し対応準備の実施		

※事務処理欄

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類:

廃油(引火性)

)

